

「投資振興施策」に係る事後評価書

作成年月

平成 18 年 6 月

決裁者

通商金融・経済協力課長

伊藤 仁

作成者

貿易振興課長

落合 裕之

通商政策課長

木村 雅昭

本事後評価書は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「平成 17 年度経済産業省事後評価実施計画」に従って行われた「投資振興施策」に関する事後評価について、同法第 10 条第 1 項の規定に基づき作成したものである。

1. 施策の目的・目標及びその達成状況

< 施策の目的 >

（対日直接投資の促進）

新しい技術や経営ノウハウの導入、雇用の維持・確保、消費利益の増大などに資する対日直接投資を促進するため、行政手続の簡素化・明確化、事業環境の整備、外国企業誘致活動に対する支援等を行う。これにより、我が国経済の再生を目指す。

（対外直接投資の促進）

また、経済のグローバル化が進展する中で、我が国企業が世界の中から最適な事業環境を活用できるよう、その国際的な事業展開・事業活動のための環境整備等を進め、我が国企業の国際競争力の向上を支援する。

< 施策の目標 >

（対日直接投資の促進）

対日直接投資を促進することにより、対内直接投資残高を平成 13 年末の 5 年後に倍増し、我が国経済の再生を目指す。

（対外直接投資の促進）

企業が対外投資等を行う際に必要な情報等の提供やリスク軽減を支援することにより、国際化への十分な対応能力を醸成する。

< 目的・目標達成状況（結果・効果） >

（対日直接投資の促進）

平成 16 年末時点における対日直接投資残高は、10.1 兆円であり、これは対日直接投資倍増計画の基準となる平成 13 年末の数字（6.6 兆円）に比べて約 3.5 兆円（約 1.5 倍）の増加である。対日直接投資の拡大（平成 18 年末時点で 13.2 兆円）という目標達成に向けて着実に前進している。

（対外直接投資の促進）

企業が対外投資等を行う際に必要な情報等を提供する当該事業への顧客満足度は常に高水準であり、国際化への対応能力を醸成している。

< 指標及び指標の推移 >

指標	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	目標値
対日直接投資残高（兆円）	5.8	6.6	9.4	9.6	10.1	13.2 （18 年末）
招へい企業のうち選定地域に進出した企業等	-	-	-	39	47	-
海外の事業活動円滑化支援顧客満足度 4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合	-	(81%)	(92%)	(97%)	93%	70%
総予算執行額等（億円）	21.0	39.9	29.3	18.2	8.9	

産業協力事業を見直し、平成 16 年度から新たに体系化した事業であるため、平成 15 年度以前の数値は参考値。

2. 今後の施策の見直し・改善策

< 今後の方向性 >

【継続】

（対日直接投資の促進）

・平成 13 年 1 月の小泉総理施政方針演説において表明された「5 年後に対日直接投資残高の倍増を目指す」との目標は、平成 18 年末をもってその期限を迎えるが、平成 18 年 1 月の小泉総理施政方針演説で「更に大きな目標を掲げて、一層の投資促進を図る」と示されたことをうけ、対日投資会議において平成 22 年までに対 GDP 比倍増となる 5 % 程度という新たな目標が設定された。今後とも引き続き対日直接投資の促進に取り組んでいく。

・世界的に研究開発プロセスが国際化し、多様な主体との連携・協力による研究開発が行われている中で、我が国でのイノベーションの活性化、周辺諸国との差別化につながるような、新たな技術をもたらす先端分野等の研究開発に関する対日直接投資を促進する。

・人口減少社会においても経済を活性化させるため、新たな技術、ノウハウ、有能な人材等をもたらす我が国の生産性の向上につながるような直接投資を呼び込む。

・地域経済の活性化の観点から地域の特性に合わせた外国企業の誘致を行う。

・国内における事業環境整備を促進することにより、アジアの経済統合の進展の中で、我が国をアジアの地域統括拠点・アジア進出の足がかりとして位置づける。

・投資阻害要因の解消、環境整備対策などが必ずしも順調に進まない要因は、国民理解の不足。特に最近の買収案件などが報道を賑わすことなどにより、誤解に基づき理解の後退も起こりかねない状況にあるため、さらなる国内の理解促進対策を講ずる。

（対外直接投資の促進）

・厳しい国際競争に打ち勝つためには、まずは、企業側の国際展開にむけた戦略が重要。中小企業については、海外市場に関する情報や海外ビジネスのノウハウ等の不足が課題であり、潜在的に対外進出の能力がある中小企業が能力を発揮できない状況にあるため、中

小企業に対する対外進出支援を引き続き重点的に実施することが必要。こうした観点から、中小企業の対外進出支援に係る事業については、平成 18 年度以降「中小企業の国際化支援」施策に移行する。

・ 資源の安定供給確保は我が国の経済産業基盤であることから今後も重要である。資源開発については、今後もリスクの高い事業を支援し、資源開発及び資源の安定供給を図る必要がある。よって、今後も国がリスクの高い資源開発に対してのインセンティブを与えることが必要。なお、他のエネルギー事業との一体性が求められていることから、海外投資等損失準備金制度は平成 18 年度以降、エネルギー関連施策へ移行する。

< 具体的改善策 >

< 施策の目的・目標 >

(対日直接投資の促進)

- 平成 15 年 1 月の小泉総理施政方針演説において表明された「5 年後に対日直接投資残高の倍増を目指す」との目標は、平成 18 年末をもってその期限を迎えるが、平成 18 年 1 月の小泉総理施政方針演説で「更に大きな目標を掲げて、一層の投資促進を図る」と示されたことをうけ、対日投資会議(平成 18 年 3 月 9 日)において平成 22 年までに対 GDP 比倍増となる 5 % 程度という新目標が設定された。今後とも引き続き対日直接投資の促進に取り組んでいく。

(対外直接投資の促進)

- 我が国企業が海外に新たな活路を求める声は依然高まっており、海外市場に関する情報提供やリスク軽減を支援する必要がある。今後も顧客サービス満足度の向上に努めていく。

< 指標 >

(対日直接投資の促進)

平成 18 年末までに対日直接投資残高の倍増。

平成 22 年までに対日直接投資残高の対 GDP 比倍増となる 5 % 程度。

(対外直接投資の促進)

実施する事業の支援手法等に着眼した評価を基本とし、当該事業の特性に応じて達成すべき目標を設定する。

< 次回レビュー時期 >

事後評価時期：平成 20 年度

3 . 施策の概要

< 施策の背景 >

(対日直接投資の促進)

平成 6 年 7 月、内閣総理大臣を議長とし、投資環境の改善に係わる意見の集約及び投資促進関連施策の周知を目的とした閣僚レベルの対日投資会議が設置された。経済産業省は、外国からの新たな技術や経営のノウハウ等の導入による国際競争力の向上や投資の相互交流を通じた対外経済関係の円滑な発展等の観点から、内閣府等と協力してその庶務を担っ

ている。

現在、我が国の対日直接投資は近年増加傾向にあるものの、主要国に比べ低い水準にある。例えば、2003年の対内直接投資残高の名目GDP比は、欧米諸国が10%～40%程度なのに対して、我が国は2%程度にとどまっている。

（対外直接投資の促進）

我が国中小企業は、経営改善のための戦略として新たな活路を海外に求めようとしているが、海外市場に関する情報収集能力に限界があるという現状がある。

また、我が国の資源・エネルギー開発関連企業も、積極的に海外に進出し、資源・エネルギーの探鉱及び開発事業を行うことが期待されているが、高いリスクゆえに、海外展開が十分には進んでいない。

< 施策の必要性 >

（対日直接投資の促進）

平成15年1月の施政方針演説において小泉総理は「日本を外国企業にとって魅力ある進出先とするための対策を講じ、5年後には日本への投資残高の倍増を目指」と表明し、国を挙げて対日直接投資を促進することとしている。こうした取組はイギリスやフランスのほか韓国などアジア諸国においても既に行われており、トップ自らが積極的に外国企業誘致活動に取り組んでいる。こうしたことから、投資を歓迎する姿勢を対外的に明らかにし、積極的な誘致活動と投資家が求める事業環境整備などを国が積極的に行う必要がある。

（対外直接投資の促進）

経済のグローバル化が進む中で、我が国企業が最適な事業環境を求めて国際的な事業展開・事業活動を進めようとしている。しかし、国際的な事業展開・事業活動を行うにあたっては国内展開・事業活動の際と異なり、中小企業の情報不足等の問題点が存在する。よって、国は企業が国際的な事業展開・事業活動にあたって、これら諸問題を克服できるよう支援する必要がある。

また、我が国の競争力向上のためには、安定的な資源確保が求められている。しかしながら、資源開発に伴う膨大なリスク等によって我が国企業の事業展開が進まないことから、国が企業に対して資源開発へのインセンティブを与えることが重要である。

< 施策の重要性：閣議決定等上位の政策決定 >

（対日直接投資の促進）

○第156回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成15年1月31日）

「海外から日本への直接投資は、新しい技術や革新的経営をもたらし、雇用機会の増大にもつながります。脅威として受け止めるのではなく、日本を外国企業にとって魅力ある進出先とするための対策を講じ、5年後には日本への投資残高の倍増を目指します。」

○第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月21日）

「外国からの日本への投資を5年間で倍増させる計画は、着実に進展しています。北海道でスキー観光客向けのリゾート事業を始めたオーストラリアの企業、デジタル家電の研究開発拠点を設けたアメリカ企業など、外国からの投資は、地域の活性化や雇用の拡大につながるとともに技術に新たな刺激を与え、我が国にとって歓迎すべきものであります。更に大きな目標を掲げて、一層の投資促進を図ってまいります。」

- 2010年までに対GDP比倍増となる5%程度を目指すことを了承（平成18年3月9日 対日投資会議）
（対外直接投資の促進）
- 第162回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）
「異なる業種の企業と連携しながら、新技術開発や販路開拓などに挑戦する中小企業を支援してまいります。」
- 第164回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説（平成18年1月21日）
「原油価格の高騰が続いていますが、今日の世界情勢を踏まえ安全保障の観点から、石油や天然ガスの安定供給の確保、省エネルギーの一層の促進、新エネルギーの開発、安全を大前提とした原子力発電の推進に取り組んでまいります。」

【ユーザーや有識者の意見等】

(対日直接投資の促進)

- 対日投資促進民間フォーラム提言(平成14年12月)
- 在日米国商工会議所提言書「ゴール実現に向けて」(平成15年10月)
- 先進的対内直接投資推進事業に関する地方自治体からのコメントを抜粋(平成16、17年)

「世界的に知名度の低い自治体に外国からの投資を迎え入れやすくするためには、本事業のような国家レベルでの組織的な支援が受けられるスキームが大変有効。」

「外国・外資系企業の誘致活動は、長期的視野に立って継続して根気よく進める必要があるため、単年度だけでなく継続して自治体が支援を得られるスキームが必要。」

「海外事務所が存在しない自治体にとって、ジェトロの海外ネットワークを通じた支援は大変有意義。」

- 広報活動実施後の事後調査報告書から代表的な意見を抜粋(平成17年5月)
「多数の企業が既に日本へ投資を行っており、それが将来に向かううねりであると感じた。日本への投資は安全性の高い選択であるという印象を持った。」
- 経済同友会提言「国民生活の向上に資する対日直接投資の推進を」(平成17年4月)
- 輸入・対内投資法政策評価研究会(平成17年12月)

「輸入・対内投資は、初めて対日直接投資促進について国の姿勢を法律上明記した点で意義深いものであった。法制定以降、対日投資会議の設置、各種施策の充実等が見られた。一方、法律上の支援措置は限定的であり、マクロ面で効果を上げるという意味では限界があった。」

- 対日直接投資促進のための国への要望・提言(対日直接投資促進自治体フォーラム)(平成18年3月)(抜粋)

・我々地方自治体は、独自の工夫を凝らして海外からの投資誘致に取り組んでいるところであり、政府やその外郭団体であるジェトロにおいては、今後、我々の誘致活動ニーズに即した投資促進策や、地域の特性に応じた支援策に取り組んでいくことがより一層重要である。

・外国人の入国・滞在や、外国・外資系企業の日本での活動が一層容易・円滑になるような環境整備は、我々地方自治体のみの努力では実現しがたいため、政府においては、こうした仕組み作りにこれまで以上に積極的に取り組んでいくことが重要である。

・アジアの国々も、政府自ら投資誘致に積極的に取り組んでいる中、対日直接投資を拡大していくためには、まず国自身が、投資先としての「日本」の魅力を高めつつ、それを海外にアピールすることが重要である。さらに、外国・外資系企業の進出を否定的に捉えるのではなく、我が国地方自治体の活性化に欠かせないものとして肯定的に捉える考え方を広めていくことが重要である。

(対外直接投資の促進)

- 中小企業に対する海外の事業活動円滑化支援
- ・現在の韓国企業の企業環境・動向などを勉強でき、今後のビジネスを生むきっかけとしたい。(平成17年3月、韓国投資・ビジネスミッション参加企業)
- ・投資ミッション派遣事業は事前に緻密な準備がされており、当日の対応も素晴らしく十分満足できるものだった。(平成17年3月、韓国投資・ビジネスミッション参加企業)
- ・アドバイザーの説明が大変的を射たものであり、当方の目的を達するのに充分であった。(アドバイザー利用企業)

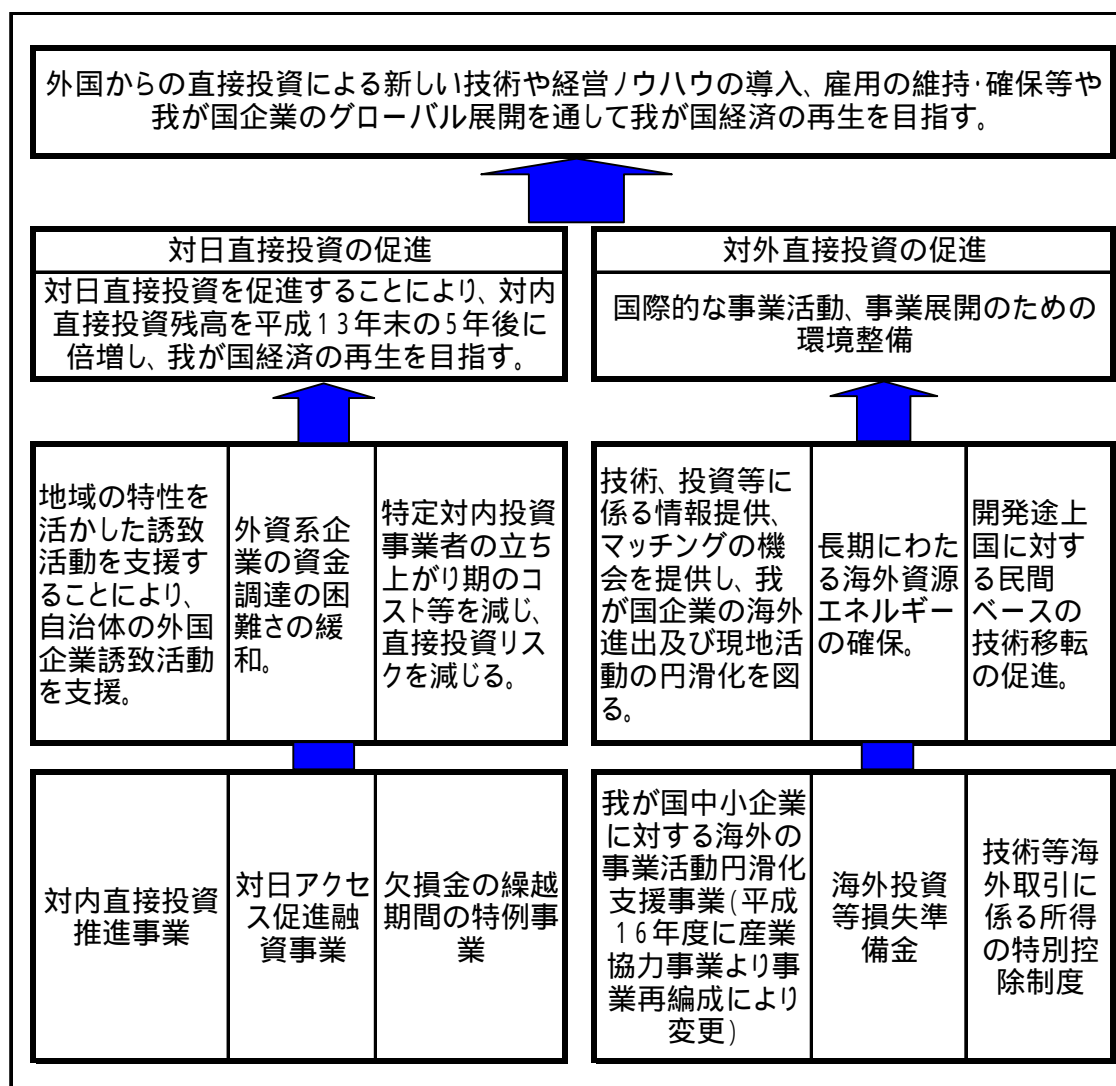
【 施策の事業構成 】

事業名		事業 開始	H14	H15	H16	H17	H18	終了
〔 評価時期 〕								
(1) 対内直接投資 推進事業	委託事業	H 15	-	●	●	●	○	-
(2) 対日アクセス 促進融資	政策金融	S 59	●	●	●	●	○	-
(3) 欠損金の繰越 期間の特例事業	税制	H 4	●	●	-	-	-	H15
(4) 産業協力事業	補助事業	S 57	●	●	-	-	-	H15
(5) 我が国中小企 業に対する海外の 事業活動円滑化支 援事業	補助事業	S 62	●	●	●	●	○	-
(6) 海外投資等損 失準備金	税制	S 39	●	●	●	●	○	-
(7) 技術等海外取 引に係る所得の特 別控除制度	税制	S 39	●	-	-	-	-	H14

注) 事業計画をベースに作成したもので、現時点における予定。

「●」:実施したもの、「○」:継続して実施するもの。

【施策目的実現に対する各事業の役割＜各事業の必要性＞】



4．個別事業の評価

(1) 対内直接投資推進事業（委託事業）

<事業の概要・目標>

○概要

対内直接投資を拡大していくためには、地方自治体等がその特長（産業集積や独自のインセンティブ等）を活かして、主体的に誘致活動を行うことが不可欠である。このため、対内直接投資に取り組む先進事例として、地域が行う誘致戦略の立案・PR資料の作成・招へい活動・進出企業の立ち上げ支援等の誘致活動を国が支援する。

これと併せて、海外の投資家に対する広報活動により、投資対象国としての日本への関心を高める。

○目標

地域の特長を活かした誘致活動を支援することにより、外国企業誘致活動を支援する。また、我が国の対日直接投資に関する姿勢等を積極的に海外の投資家にPRして、日本市場に対する理解を増進する。

<結果・効果（実績）>

外国企業誘致に意欲的な自治体に対する支援による平成15、16年度の企業誘致等実績は86社であり、支援地域における企業進出数の総数は、平成13、14年度と比べても加速度的（約3割、4割増）に増加している。

TVCMの効果について、16年度に欧米及び韓国のマネジメントクラスのビジネスマンに事後調査を行ったところ、日本に対して信頼感がわいた、日本へは多数の企業が既に投資を行っており、日本への投資は安全性が高い選択であることが分かった、世界的に有名な企業の進出事例が分かり、日本においてビジネスを行う上で高い安心感が得られた、日本は間違いなく経済活動のパートナーだという印象をもった、といった意見を聴取している。

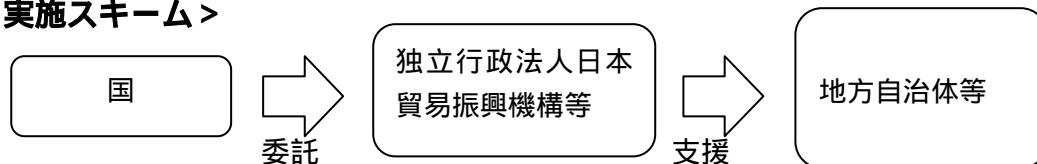
また、16年度のジェットロホームページの閲覧件数は15年度と比較し、2割増加しており、着実に効果をあげている。

（指標）	H15年度	H16年度	合計
招へい企業のうち選定地域に進出した企業等	39社	47社	86社
テレビ、新聞・雑誌等による広報活動の実施件数	-	新聞・雑誌掲載数： 40回 テレビCM放映数： 3,748回	-
ホームページ閲覧件数（月平均）	82,182件	99,059件	-

<今後の方向性>

外国企業誘致に熱心な自治体への支援を継続して実施し、地域への対日直接投資を促進する。
また、これまで実施してきた手法等も含め、より効果的な広報・PR活動を行うための手法を検討（手法の見直し、拡充等）し、実施することで、我が国の姿勢や魅力を内外に強力に発信する。

<実施スキーム>



<総予算額等>

・一般会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降 継続
平成15年度	平成18年度	-	13.1〔億円〕		11.9〔億円〕		有
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(億円)	-	-	-	-	5.1	8.0	9.4
執行額(億円)	-	-	-	-	4.7	7.2	8.4

(2) 対日アクセス促進融資（日本政策投資銀行）（財投）

<事業の概要・目標>

外国企業及び外資系企業の対内直接投資を促進し、我が国経済の高度化・活性化、消費者利益の増大、良好な対外経済関係の形成等を図ることが期待される事業等に対し、低利融資を行う。

- ・外国企業及び外資比率 1 / 3 超の企業が我が国において行う事業
- ・対日投資促進基盤整備施設の整備（いわゆる「インターナショナルスクール」の整備）

<結果・効果（実績）>

外資系企業の対日投資には市場開拓リスクが伴い、また我が国における信用力が乏しいこと等に由来して民間金融機関の融資対応が不十分であるが、日本政策投資銀行は、当該融資による経済的効果、制度目的を鑑みて融資を実行しており、民間金融機関からの消極的反応や日本政策投資銀行との協調融資を条件とされたもの等資金調達上の障害があった企業に対して融資を行った。その結果、我が国の産業構造の高度化、新規事業・ビジネスの創出、消費者利益の多様化という成果があった。

（実績例）・マルチプレックスシアターの導入による映画産業の活性化

- ・外国企業の市場参入による国内鉄鋼事業の再編
- ・輸入大型農業機械の普及促進による生産性向上
- ・EMS（電子機器製造受託サービス）事業、商標等拡販仲介ビジネスの導入
- ・米国式コーヒー店舗運営方式の導入、アウトレットの導入 等

また、対日投資促進基盤施設（いわゆる「インターナショナルスクール」）の整備を行い、外国人子女の教育環境整備を通じた対日直接投資促進の側面的支援を実施した。

（単位：億円、件）

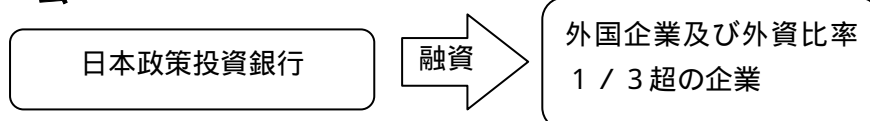
（指標）	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	合計
総融資額	142	364	424	37	86	159	3,819
融資件数	29	40	17	6	8	7	487

H11及びH12は、対日直接投資事業促進融資 及び 輸入促進基盤強化 を含む。

<今後の方向性>

対日直接投資に伴う技術、ノウハウ等の交流を通じ、我が国の産業構造の高度化、雇用増加等に貢献することが期待される事業を促進していくために、引き続き実施する。

<実施スキーム>



< 総融資額等 >

開始年度	終了年度	総融資額		総融資件数		18年度以降継続
昭和 59 年度	継続中	3,819 (億円)		487 (件)		有
融資割合		融資限度額		貸付利率		貸付期間
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
融資額 (億円)	2,749	364	424	37	86	159
件数 (件)	409	40	17	6	8	7

案件毎に異なるため記入不能

（３）欠損金の繰越期間の特例（税制）

<事業の概要・目標>

外国企業による対内投資の促進のために、投資後の立ち上がり期を支援するものとして、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（輸入・対内投資法）に基づき、一定の要件を満たして主務大臣の認定を受けた外国企業及び外資系企業（特定対内投資事業者）を対象に欠損金の繰越期間の特例を（通常５年のところを７年まで）認める支援措置を講じることにより、事業者の直接投資リスクを減じ、対内直接投資事業者の増加を図る。

<結果・効果（実績）>

これまで、特定対内投資事業者の認定時において約８５％の事業者が利用を希望しており、海外の企業が日本に進出した際のリスクヘッジとして効果があった。

* 繰越控除額は、後述の理由により算出が困難。

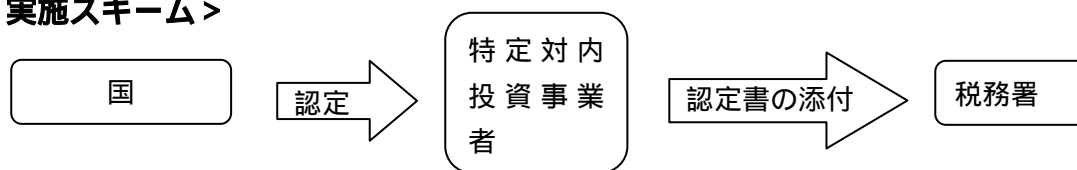
	H04- H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	総合的な結果
特定対内投資事業者 認定件数	243	35	37	27	0	342
うち、申請理由が欠 損金の特例	203	34	37	26	0	300

<今後の方向性>

欠損金繰越期間については、平成１６年度の税制改正において全法人について５年から７年に延長されたことから、当該特例は終了した。

なお、輸入・対内投資法は平成１８年５月をもって廃止される予定だが、対日直接投資の重要性は近年むしろ増大している。今後さらに対日直接投資を進めていくためには、同法に基づく事業者支援は、一定の効果があったとはいえマクロ面での効果を上げるという意味では限界があったことに鑑み、今後は、むしろ事業環境の整備等を通じた総合的な取り組みが必要になると考えられる。

<実施スキーム>



<総予算額等>

* 税制要求の年に特定対内投資事業者へ欠損金利用に関するアンケートを実施しているが、４０％以上の事業者が５年以内に累積損失を解消、日本企業化、撤退等しているため、当制度を利用した欠損金の繰越控除額の算出は困難。

(4) 産業協力事業(補助事業)

<事業の概要・目標>

技術、投資等に係る情報提供、マッチングの機会の提供等を行うことにより、進出日系企業、中小企業を含む我が国企業の海外進出及び現地活動の円滑などを促進する。また、技術、投資等に係る情報提供、マッチングの機会の提供等を実施し、我が国企業と海外企業との直接投資交流、技術提携等の具体化を図る。

<結果・効果(実績)>

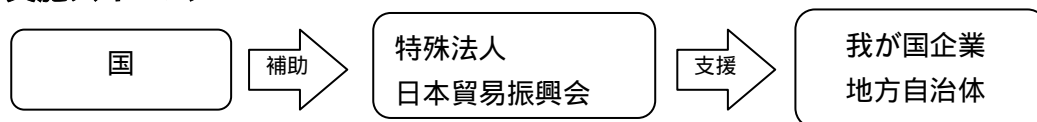
施策利用者のうち9割を超す施策利用者が、本施策が投資・技術交流に役立ったと評価している。また、対日投資案件発掘件数は1,141件であり、対日投資案件成約件数は93件と大幅に増加傾向にあることから事業の効果は高い。

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
施策利用者のうち、本施策が投資・技術交流に役立ったと評価するものの割合	64%	82%	-	97%
施策を通じて提供された案件数に占める成約案件の割合	4%	4%	11%	8%
受入研修生のうち研修プログラムに満足した又は研修目的が達成できたとする者の割合	84%	87%	-	97%
対日投資案件発掘件数	292件	413件	342件	1,141件
対日投資案件成約件数	33件	18件	39件	93件

<今後の方向性>

産業協力事業は平成15年度で終了し、平成16年度以降は「我が国中小企業に対する海外の事業活動円滑化支援事業」に統合するとともに、一部の事業(地域経済・中小企業国際化推進事業等)は、「貿易振興施策」の中の「地域の国際化による地域経済活性化の支援事業」に移行した。

<実施スキーム>



<総予算額等>

・一般会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降継続
昭和57年度	平成15年度	定額	105(億円) (平成12～15年度)		90(億円) (平成12～15年度)		無
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(億円)	-	19.7	37.0	31.1	17.5	-	-
執行額(億円)	-	16.2	35.0	25.8	12.8	-	-

（５）我が国中小企業に対する海外の事業活動円滑化支援事業（補助事業）

<事業の概要・目標>

独立行政法人日本貿易振興機構の海外ネットワーク等を活用して、現地企業とのマッチング機会の提供、海外で事業活動を行う際に必要となる各種情報の収集・提供、現地弁護士・会計士事務所による法務・労務・税務問題に関する専門的な相談対応等の支援を行い、我が国中小企業の海外進出及び現地活動の円滑化を図る。

<結果・効果（実績）>

本事業を利用した中小企業者に対する調査において顧客満足度は９３％と目標（７０％）を大きく上回っており、また平成１６年度の投資・ビジネスミッションに参加した中小企業の約２／３が海外への投資・ビジネス等を開始又は検討中であるなど具体的な成果をあげており、事業の効果は高い。

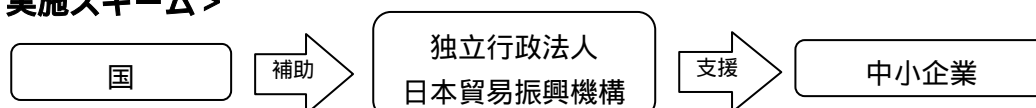
	（指標）	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
成果指標	顧客満足度 ４段階評価で上位２つの評価を得る割合	(81%)	(92%)	(97%)	93%
活動指標	ミッション参加者数	-	(96)	(70)	106
	セミナー等開催件数	(141)	(76)	(48)	105
	セミナー等参加者数	(11,212)	(5,546)	(2,409)	5,391
	相談件数	(3,697)	(2,204)	(416)	1,360

（注）本事業は産業協力事業を見直し、平成16年度から新たに体系化した事業であるため、平成15年度以前の数値は参考値として記載。

<今後の方向性>

我が国中小企業は、経営改善のための戦略として新たな活路を海外に求めようとする声が強まっているが、海外市場に関する情報収集能力の限界等から、海外で事業活動を行う際に必要となる現地制度等の情報が不足しているのが現状である。このため、中小企業等の各種ニーズを踏まえながら、引き続き、独立行政法人日本貿易振興機構を活用して、現地制度情報等の収集・提供を行うなど、我が国中小企業に対する海外進出及び現地事業活動の円滑化のための支援を行っていくことが必要である。ただし、平成１８年度以降は「中小企業の国際化支援」施策に移行し実施する。

<実施スキーム>



< 総予算額等 >

・ 一般会計

開始年度	終了年度	補助率	総予算額		総執行額		18年度以降 継続
昭和62年度	平成19年度	定額	22〔億円〕 (平成11～17年度)		19〔億円〕 (平成11～17年度)		有
	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
予算額(億円)	3.2	5.6	5.9	4.3	0.9	1.0	1.0
執行額(億円)	2.4	4.8	4.9	3.5	0.7	1.7	1.0 (見込み)

(6) 海外投資等損失準備金 (税制)

< 事業の概要・目標 >

我が国への資源の安定的供給を確保するため、リスクの高い資源探鉱開発事業に対する投融资について投融资を行った内国法人に一定割合の準備金の積立 (探鉱段階は 1 0 0 %、開発段階は 3 0 %) を認め、これを所得の計算上損金に算入することにより支援し、インセンティブを通じ資源開発の促進を図り、長期にわたる海外の資源エネルギー確保量の増大、自主資源探鉱開発の拡大による資金調達面における我が国の発言力強化及び資源探鉱開発の国際的責務を果たす。

< 結果・効果 (実績) >

- ・海外投資等損失準備金制度により我が国への資源の安定的供給を確保するために、リスクの高い資源探鉱・開発事業を税制面から支援し、インセンティブを与えることにより、石油、金属鉱物、石炭等の自主探鉱開発を積極的に推進している。
- ・石油の探鉱については、産油国等の鉱区の解放や政情等に大きく左右されるため、定量的な数値で図ることは困難であるが、自主開発原油に占める海投損対象の比率は確実に伸びており、本制度が自主開発原油の輸入に寄与していることは疑いない。
- ・自主開発輸入量は年度により異なるが、自主開発輸入量に占める海投損対象輸入量の比率は 7 0 % 以上有しており、事業効果が認められる。

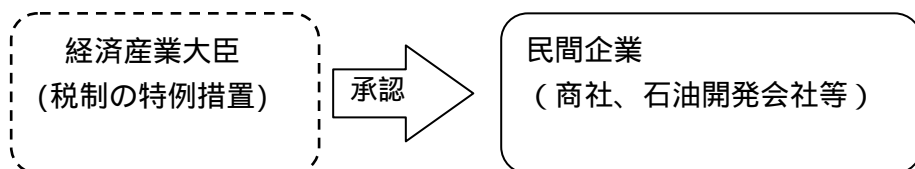
(指標)	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	合計
自主開発比率	石油13.2% 銅41.4% ウラン23.6%	石油12.3% 銅43.1% ウラン22.7%	石油11.2% 銅39.7% ウラン21.4%	石油10.8% 銅42.9% ウラン31.3%	石油10.7% 銅38.0% ウラン32.2%	-
自主開発輸入量 (石油百万kl、銅千t、 ウランstU3o8)	石油33.6 銅557 ウラン1,635	石油29.6 銅552 ウラン1,695	石油27.2 銅517 ウラン1,523	石油26.5 銅519 ウラン2,225	石油25.8 銅520 ウラン2,066	-
認定実績	石油66件、 195億円 鉱物1件 0.08億円 ウラン1件、3.4億円 全体106件、 227億円	石油82件、 470億円 鉱物0件 0億円 ウラン2件、0.8億円 全体115件、 487億円	石油61件、 156億円 鉱物1件 0.1億円 ウラン1件、0.6億円 全体87件、 212億円	石油52件、 274億円 鉱物2件 4.9億円 ウラン3件、7.7億円 全体80件、 522億円	石油49件、 323億円 鉱物1件 83億円 ウラン1件、2.5億円 全体65件、 416億円	石油310件、 1,418億円 鉱物5件 88.1億円 ウラン8件、 15億円 全体453件、 1,864億円
本税制プロジェクトからの輸入量 (石油百万kl、銅千t、 ウランstU3o8)	石油23.0 銅402 ウラン1,462	石油21.0 銅404 ウラン1,493	石油19.9 銅338 ウラン1,321	石油20.2 銅410 ウラン2,052	石油19.8 銅394 ウラン1,893	-
自主開発輸入に占める海投損対象輸入の比率	石油68.4% 銅72% ウラン89.4%	石油70.9% 銅73% ウラン88.1%	石油73.3% 銅65% ウラン86.7%	石油76.4% 銅79% ウラン92.2%	石油76.8% 銅76% ウラン91.6%	-

< 今後の方向性 >

資源・エネルギーが乏しい我が国において、その海外輸入依存度は極めて高い。一方、資源・エネルギーの探鉱及び開発事業は、商業化に至るまで長い期間を要し、コストや技術面等においても極めて高いリスクを有している。また、本制度の活用により、本邦企業が開発する石油、非鉄金属等鉱物資源の引取量は着実に増加している。このため、我が国の資源・エネルギーの安定供給確保の観点から、引き続き本制度を実施する。但し、他のエネルギー

事業との一体性が求められていることから、海外投資等損失準備金制度は平成 18 年度以降、エネルギー関連施策へ移行する。

<実施スキーム>



<総減税額等>

税目	制度創設年度		適用期限		総減税額		18年度以降継続
法人税	昭和39年度		平成16年度		694(億円)		有
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
減税額(億円)	315	65	134	51	79	50	-
件数(件)	379	106	115	87	80	65	-

H9年度～H11年度の合計

(7) 技術等海外取引に係る所得の特別控除制度(税制)

<事業の概要・目標>

民間企業が、開発途上国に対し専門的な科学技術に関する知識を必要とする技術役務(エンジニアリング・コンサルティング役務等)の提供を行った場合に収入金額の12%(但し、当該事業年度の所得の15%を限度)を所得の計算上損金に算入を認める制度(資本25%以上を有する関係会社との取引は対象外)

開発途上国に対する民間ベースの促進を図ることにより、技術及び産業構造の高度化、雇用拡大を通じ我が国の世界経済における責務を果たす。

<結果・効果(実績)>

技術移転を促進することでアジア諸国の経済基盤をさらに強化するため有効。具体的には、以下のような効果があったと考えられる。

- ・社会基盤の整備
- ・産業の生産力拡大/経済発展
- ・相手国技術者への技術移転/雇用拡大

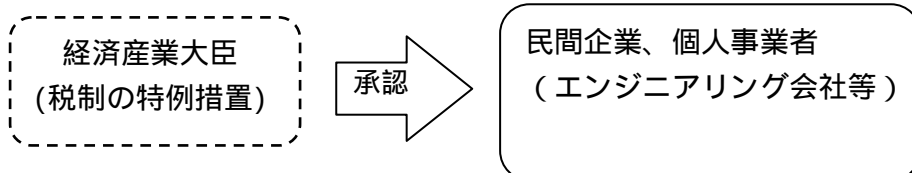
しかし、アジア地域におけるプラント・プロジェクトの多くが平成10年頃から凍結・延期されるなど、厳しい経済状況を反映し、大型案件が縮小。

(指標)	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	合計
技術海外取引税制 に係る証明実績	-	256件	279件	256件	-	791件
	374億円	505億円	513億円	368億円	-	1,760億円
減税額(百万円)	1,158	1,388	1,830	-	-	4,376

<今後の方向性>

平成14年度をもって廃止。

<実施スキーム>



<総減税額等>

税目	制度創設年度	適用期限			総減税額		18年度以降継続
法人税・所得税	昭和39年度	平成14年度			59(億円)		無
	H11年度以前	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
減税額(億円)	28	13	18	15	-	-	-
件数(件)	-	256	279	256	-	-	-

H10年度、H11年度の合計